

## 質 疑 応 答 書

案件名称: 公園施設整備改良設計業務

No	質 疑	図面番号	回 答	図面番号
1	<p>積算の基準は対象面積を考慮しているでしょうか？通常の公園改修設計に比べ、対象の公園が各地に散らばっているため、調査や確認について、対象面積以上に手間と時間が必要です。スプリング遊具などは1基あたりの面積はほぼ基礎の面積と考えておられるようですが、通常の公園設計では直接設計の対象とならない箇所も検討に必要であるため、対象面積として計上されて積算されます。本業務において、これだけ多くの公園が対象となっている状況で、積算上の面積を対象遊具の部分に絞り込んで過小にしているとみられます。政府が公共調達の「買いたたき」防止を推進する中、受注者の労働環境をいかにして持続可能なものにし、上昇する人件費に対して価格転嫁を公共の立場である発注者にも先導していく責務があると考えた時、本件の積算が問題となる事例となってしまうと考えます。この点を考慮し、多岐にわたる公園を対象とする本業務において必要な費用を考慮した積算とするため、再度見直していただくことは可能でしょうか？</p>		<p>本設計業務は、ランドスケープコンサルタンツ協会（CLA）が発行している「2025ランドスケープコンサルタンツ業務における標準業務・報酬積算ガイドライン」に基づいて積算しており、補正係数の考えも当該ガイドラインの基準を適用しています。 対象面積は「5_対象面積集計表」のとおりです。「長寿命化を図るための遊具修繕の実施設計」の対象遊具数は240基です。全ての遊具に対し、遊具の種類に応じた塗装面積を掛け、対象面積を計上しています。</p>	

※ この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。質問の内容によっては回答に設計変更を含む場合もあることから、業者は質問の有無にかかわらず全文を読まれない。